

## 第5章

# 市税についてのお問い合わせ

## 市税に関する証明

納税証明、所得証明、固定資産の評価証明などが必要な方は、次の本人確認書類（窓口におこしになる方のもの）をお持ちになって市税事務所・出張所、区役所・支所の税務窓口へおこしてください。

ただし、住宅用家屋証明については、市税事務所で発行していますので、住宅用家屋証明が必要な方は、市税事務所へおこしてください（どの市税事務所でも発行しています）。また、中古住宅の住宅用家屋証明に限って、上社出張所でも受け付けます。

なお、法人の証明を申請するときは、窓口におこしになる方の本人確認書類のほかに、法人の代表者印または社印を押印した委任状または申請書をお持ちください。

### 本人確認書類

運転免許証・パスポート（旅券）・マイナンバーカード（個人番号カード）・住民基本台帳カード・身体障害者手帳・その他官公署が発行した顔写真がついた証明書（いずれもお持ちでない場合は、敬老手帳、社員証、納税通知書等を複数ご提示ください。）

### ●市税に関する証明を申請することができる方

- ①納税義務者ご本人（相続人、納税管理人などを含みます。）
- ②納税義務者ご本人の委任状をお持ちの方
- ③住民票上同一世帯である配偶者および親族で、納税義務者ご本人から依頼があったと認められる方

※土地を賃借している方（借地人）については当該土地の、家屋を賃借している方（借家人）については当該家屋およびその敷地の評価証明の申請をすることができます。なお、申請の際には、本人確認書類のほかに賃貸借契約書をお持ちください。

※申請書の内容などから納税義務者ご本人の意思が確認できない場合はお断りすることがあります。

### ●市税に関する証明の種類と手数料

証明の種類	手数料	
納税証明（納付額などの証明）	1税目・1課税区・1課税年度につき	300円
所得証明（所得金額などの証明）	1課税年度につき	
非課税証明（※）（個人の市民税・県民税が非課税であることの証明）	1課税年度につき	
固定資産の評価証明（対象資産の評価額などの証明）	1物件・1課税年度につき	
法人の所在地証明	1事務所または1事業所につき	
軽自動車税（種別割）納税証明（継続検査用）	無料	
住宅用家屋証明	家屋1個につき	1,300円

（※）前年中に所得がなかったため申告をしていない方は、市民税・県民税申告書を提出していただく必要があります（申告書はどの市税事務所・出張所、区役所・支所の税務窓口でも受け付けています）。なお、市民税・県民税申告書には個人番号記載欄がありますので、身元確認書類及び番号確認書類をお持ちください（7ページ参照）。

## Q&A 市税に関する証明が必要なときには、どうすればいいの？

Q16

子どもが通う学校に提出するため、所得証明が欲しいのですが、どこで発行していますか？

A

所得証明(本市では、所得や課税・非課税についての証明を「市民税・県民税証明書」という名称で発行しています。)はどの市税事務所・出張所、区役所・支所の税務窓口でも発行しています(お住まいの地域を担当する市税事務所・出張所、区役所・支所以外でも発行します。)

なお、証明の内容によっては担当の市税事務所などへ確認をするため、お時間をいただく場合がありますのでご了承ください。また、市役所では証明は発行していません。

Q17

代理人が市税に関する証明を申請することはできますか？

A

納税義務者ご本人の委任状をお持ちの方や、住民票上同一世帯である配偶者および親族で納税義務者ご本人から依頼があったと認められる方については、証明を申請することができます。

代理の方が窓口におこしになるときは、

1. 納税義務者ご本人の委任状
  2. 窓口におこしになる方の本人確認書類
- } の両方をお持ちください。

※1 法人の証明を申請するときは、法人の代表者印または社印を押印した委任状または申請書をお持ちください。

※2 住民票上同一世帯である配偶者および親族で納税義務者ご本人から依頼があったと認められる方については、上記2のみで差し支えありません(名古屋市外にお住まいの方は、住民票の写しなどをお持ちください。)

ただし、申請書の内容などから納税義務者ご本人の意思が確認できない場合はお断りすることがあります。

※3 法人の所在地証明、軽自動車税(種別割)納税証明(継続検査用)および住宅用家屋証明については、税務窓口におこしになる方の本人確認書類のみで証明を申請することができます。

Q18

私は専業主婦で夫の扶養親族になっていますが、私の所得証明を申請するにはどうすればよいですか？

A

扶養されている配偶者または親族の方は、課税されていない旨が記載された証明の申請をすることができます。

ただし、この証明には、所得金額は記載されていないので、所得金額を記載した証明が必要な方は、市民税・県民税申告書を提出していただき、非課税証明を取得する必要があります(申告書はどの市税事務所・出張所・区役所・支所の税務窓口でも受け付けています。)

なお、市民税・県民税申告書には個人番号記載欄がありますので、身元確認書類および番号確認書類をお持ちください(7ページ参照)。

Q19

市税に関する証明の申請書を事前に作成して窓口へ持って行きたいのですが、どうすればよいですか？

A

証明申請書は、名古屋市公式ウェブサイトからダウンロードすることができます。

名古屋市公式ウェブサイト <https://www.city.nagoya.jp/>

Q20

郵送で市税に関する証明を申請することはできますか？

A

郵送による申請も受け付けています。次のとおり申請してください。

<郵送による申請方法>

郵送で申請できる方は、納税義務者ご本人に限ります。

下記の書類をお住まいの区を担当する市税事務所管理課へお送りください。

・必要事項を記載した申請書

(名古屋市公式ウェブサイトからダウンロードしてください。なお、申請書には日中連絡のとれる電話番号を記入してください。)

・運転免許証などの本人確認書類の写し

(法人の場合は不要です。代わりに申請書に代表者印または社印を押印してください。)

・手数料分の定額小為替

・切手を貼り、宛名を書いた返信用の封筒

## 市税の電子申告

これまで書面で申告などを行っていた次の税目について、インターネットを利用して手続を行うことができます。

- ・ 個人市民税・県民税(給与支払報告書など)
- ・ 法人市民税
- ・ 事業所税
- ・ 固定資産税(償却資産)

電子申告を利用すると複数の地方公共団体への申告をまとめて行うことができるため、申告書などの仕分け・送付の手続きが軽減できます。是非ご利用ください。

地方公共団体のサービス提供状況や手続きの方法など、詳細についてはエルタックスホームページをご覧ください。ヘルプデスクへお問い合わせください。

エルタックスホームページ	<a href="https://www.eltax.lta.go.jp/">https://www.eltax.lta.go.jp/</a>
電子申告のご利用時間	午前8時30分から午前0時まで(土日祝・年末年始を除く。※) ※繁忙期には休日運用します。詳しくはエルタックスホームページをご覧ください。
ヘルプデスク電話番号	☎0570-081459(全国一律市内通話料金)
(IP電話などの場合)	☎03-5521-0019(通常通話料金)
ヘルプデスク受付時間	午前9時から午後5時まで(土日祝・年末年始を除く。)

## 市税の不服申立て

市税の課税処分や滞納処分などについて不服のある方は、原則としてその処分があったことを知った日(例えば、納税通知書を受け取った日)の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して文書で審査請求をすることができます。この場合、審査請求書は、なるべく処分を行った市税事務所または収納管理・特別徴収事務センターの担当係を経由して提出してください。

なお、固定資産税・都市計画税に対する不服のうち、固定資産課税台帳に登録された価格についての不服は、審査請求の不服の理由とすることはできません。価格について不服がある場合は、名古屋市固定資産評価審査委員会に対し、審査の申出をすることができます(「審査の申出」22ページ参照)。

## 税務職員を装った「不審電話」にご注意ください

名古屋市の税務職員や税務署の職員を装い、「税金を還付する」などと話を持ちかけ、現金自動預け払い機(ATM)を操作させ振込みを行わせる「振り込め詐欺」などによる被害が発生しています。

<名古屋市では>

- 還付金受け取りのために金融機関等の現金自動預け払い機(ATM)の操作を求めることはありません。
- 市税の納付のために金融機関の口座を指定して振込みを求めることはありません。
- 連絡先として、フリーダイヤルや携帯電話の電話番号をお伝えすることはありません。

税務職員が納税者の皆様に電話でお問い合わせする場合は、提出していただいた申告書・申請書を基にその内容をご本人に確認することを原則としています。

ご不審な点があるときは、名古屋市市税収納事務センター(財政局収納管理・特別徴収事務センター収納管理係)または、市税事務所まで電話等によりお問い合わせください。

## 代理による申告・申請について

市税の申告に関する書類の作成など市税の申告等の事務を、業として本人の代理で行うことができるのは、税理士など一定の資格を有する者に限られています。

資格を有しないにも関わらず、業としてこれらの事務を行っている者に市税の申告等の事務を依頼した場合、不測の損害を受けたり、税務上のトラブルの原因となるおそれがありますので、ご注意ください。

※「業として」とは反復継続して行うことをいいますので、必要に応じてご家族がご本人の代わりに申告書等を作成したり提出したりすることは差し支えありません。

※「税理士など一定の資格を有する者」とは、税理士、税理士法人、国税局長へ税理士業務を行う旨の通知をした弁護士および弁護士法人となります。

市税における主な申告書

- ・ 市民税・県民税申告書
- ・ 事業所税申告書
- ・ 償却資産申告書
- ・ 市たばこ税申告書 など

## 市税事務所・出張所について

名古屋市では市税に関する事務を、次の市税事務所・出張所で行っています。

なお、所得証明などの税務証明や個人市民税の申告などは、区役所・支所の税務窓口でも取り扱っています。

名 称	所 在 地	担 当 区 域
栄市税事務所	東区東桜一丁目13番3号 (NHK名古屋放送センタービル8階)	千種区 <sup>※</sup> ・東区 <sup>※</sup> ・北区 <sup>※</sup> ・中区 <sup>※</sup> ・守山区 <sup>※</sup> ・名東区 <sup>※</sup>
上社出張所	名東区社台三丁目181番地	※市税の納税相談について 千種区・名東区にお住まいの方は上社出張所までお問い合わせください。
ささしま市税事務所	中村区名駅南一丁目27番2号 (日本生命笹島ビル8階)	西区 <sup>※</sup> ・中村区 <sup>※</sup> ・中川区 <sup>※</sup> ・港区 <sup>※</sup>
東海通出張所	港区九番町5丁目3番地1	※市税の納税相談について 港区にお住まいの方は東海通出張所までお問い合わせください。
金山市税事務所	中区正木三丁目5番33号 (名鉄正木第一ビル)	昭和区 <sup>※</sup> ・瑞穂区 <sup>※</sup> ・熱田区 <sup>※</sup> ・南区 <sup>※</sup> ・緑区 <sup>※</sup> ・天白区 <sup>※</sup>
野並出張所	天白区野並三丁目412番地1 (DO!野並ビル2階)	※市税の納税相談について 緑区・天白区にお住まいの方は野並出張所までお問い合わせください。

### 市税の課税については市税事務所へ、市税の納税については市税事務所または出張所へ

お問い合わせの内容		お問い合わせ先	
市税の課税について	個人の市民税に関すること	市税の納税について	納税相談に関すること
	法人の市民税に関すること		口座振替に関すること
	固定資産税・都市計画税に関すること		還付に関すること
	軽自動車税に関すること		個人市民税(特別徴収)の手続きに関すること
	事業所税に関すること		
		お問い合わせ先	
		お住まいの区を担当する市税事務所または出張所(納税係) ※軽自動車税については金山市税事務所(軽自動車税係)	
		市税収納事務センター	
		個人市民税特別徴収センター	

### 所得証明など税務証明の申請や個人市民税の申告書の提出などは市税事務所・出張所または区役所・支所の税務窓口へ

証明・閲覧	受付窓口	申告書	申告書の提出先
所得証明 固定資産評価証明 納税証明 軽自動車の継続検査用納税証明 法人の所在地証明 地籍図の閲覧 固定資産課税台帳の閲覧	最寄りの市税事務所・出張所または区役所・支所の税務窓口	個人市民税の申告書 軽自動車税(種別割)の申告書(原動機付自転車等)	最寄りの市税事務所・出張所または区役所・支所の税務窓口
住宅用家屋証明	最寄りの市税事務所	法人市民税の申告書 固定資産税(償却資産)の申告書 事業所税の申告書	課税を担当する市税事務所 栄市税事務所

原動機付自転車等の標識(ナンバープレート)	受付窓口	その他の書類	書類の提出先
標識(ナンバープレート)の交付・返納	最寄りの市税事務所・出張所または区役所・支所の税務窓口	市税の口座振替に関する書類 市税の還付に関する書類	市税収納事務センター
臨時運行番号標の貸与・返納	金山市税事務所	給与支払報告書 従業員の異動届出書	個人市民税特別徴収センター

# お問い合わせ先

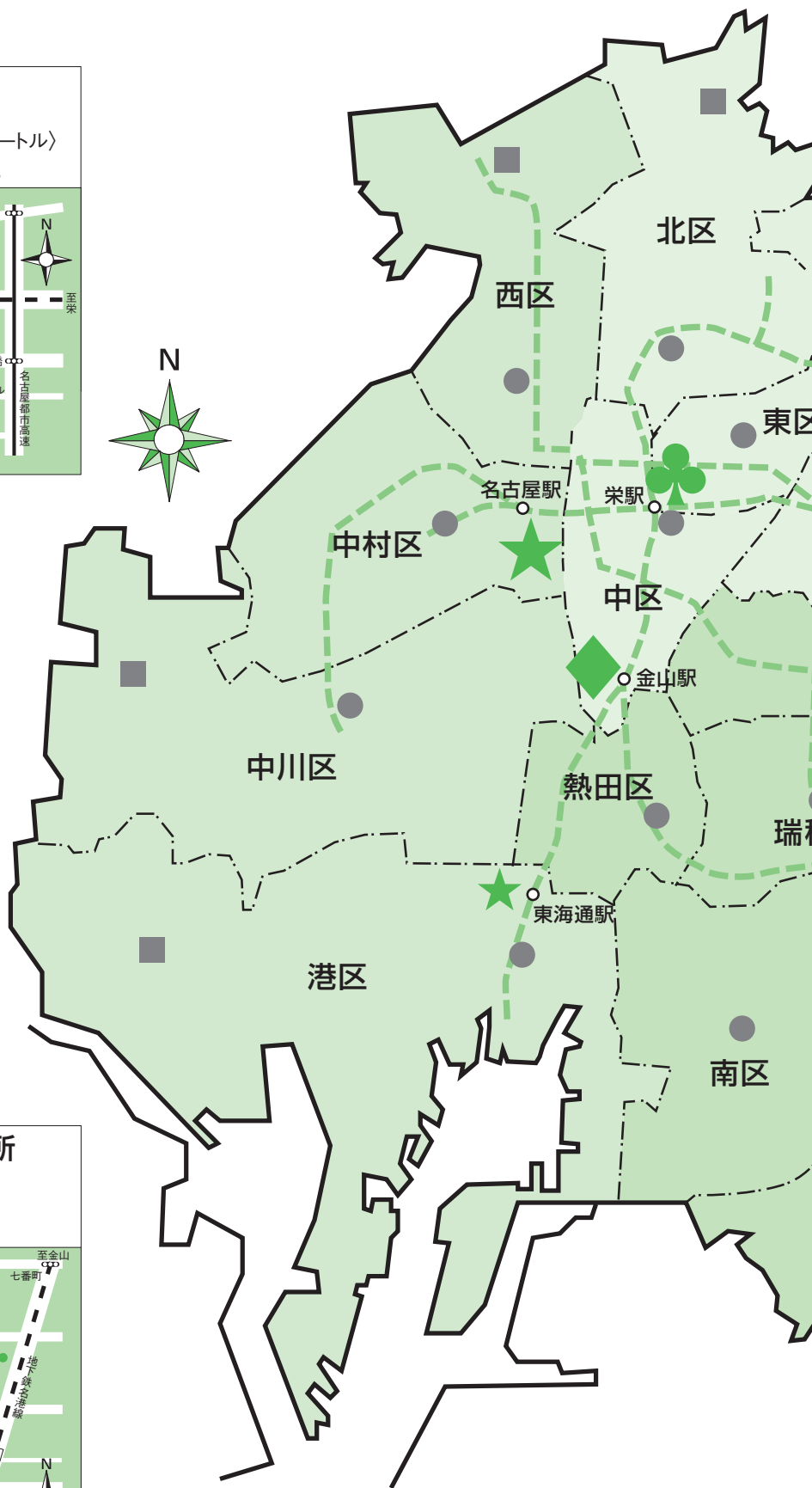
(令和3年6月1日現在)

相談内容	担当区域	担当係		電話番号 FAX	
税務証明	千種・東・北・中・守山・名東	栄市税事務所	管理係	☎959-3300 FAX959-3317	
	西・中村・中川・港	ささしま市税事務所		☎588-8000 FAX588-8017	
	昭和・瑞穂・熱田・南・緑・天白	金山市税事務所		☎324-9800 FAX324-9824	
納税相談	東・北・中・守山	栄市税事務所	納税係	☎959-3301 FAX959-3318	
	千種・名東		上社出張所納税係	☎760-4851 FAX760-4855	
	西・中村・中川	ささしま市税事務所	納税係	☎588-8001 FAX588-8017	
	港		東海通出張所納税係	☎665-3291 FAX665-3295	
	昭和・瑞穂・熱田・南	金山市税事務所	納税係	☎324-9801 FAX324-9825	
	緑・天白		野並出張所納税係	☎899-3451 FAX899-3455	
軽自動車税	全区	金山市税事務所	軽自動車税係	☎324-9803 FAX324-9825	
個人の 市民税	千種・中・名東	栄市税事務所	個人市民税第一係	☎959-3303 FAX959-3405	
	東・北・守山		個人市民税第二係	☎959-3304 FAX959-3405	
	西・中村	ささしま市税事務所	個人市民税第一係	☎588-8004 FAX588-8018	
	中川・港		個人市民税第二係	☎588-8005 FAX588-8018	
	昭和・瑞穂・天白	金山市税事務所	個人市民税第一係	☎324-9804 FAX324-9825	
	熱田・南・緑		個人市民税第二係	☎324-9805 FAX324-9825	
法人の 市民税	千種・東・北・中・守山・名東	栄市税事務所	法人市民税係	☎959-3305 FAX959-3405	
	西・中村・中川・港	ささしま市税事務所		☎588-8006 FAX588-8018	
	昭和・瑞穂・熱田・南・緑・天白	金山市税事務所		☎324-9806 FAX324-9825	
事業所税	全区	栄市税事務所	事業所税係	☎959-3306 FAX959-3405	
固定資産税 (土地)	資産の 所在する 区	千種・東・北・中・守山・名東	栄市税事務所	土地調査係	☎959-3307 FAX959-3319
		西・中村・中川・港	ささしま市税事務所		☎588-8007 FAX588-8019
		昭和・瑞穂・熱田・南・緑・天白	金山市税事務所		☎324-9807 FAX324-9826
固定資産税 (家屋)		千種・東・北・中・守山・名東	栄市税事務所	家屋係	☎959-3308 FAX959-3319
		西・中村・中川・港	ささしま市税事務所		☎588-8008 FAX588-8019
		昭和・瑞穂・熱田・南・緑・天白	金山市税事務所		☎324-9808 FAX324-9826
固定資産税 (償却資産)	千種・東・北・中・守山・名東	栄市税事務所	償却資産係	☎959-3309 FAX959-3319	
	西・中村・中川・港	ささしま市税事務所		☎588-8009 FAX588-8019	
	昭和・瑞穂・熱田・南・緑・天白	金山市税事務所		☎324-9809 FAX324-9826	
口座振替 還付	全区	市税収納事務センター		☎957-6931 FAX957-6934	
		〒460-8202 中区丸の内三丁目10番4号			
個人市民税 (特別徴収)	全区	個人市民税特別徴収センター		☎957-6930 FAX957-6934	
		〒460-8201 中区丸の内三丁目10番4号			

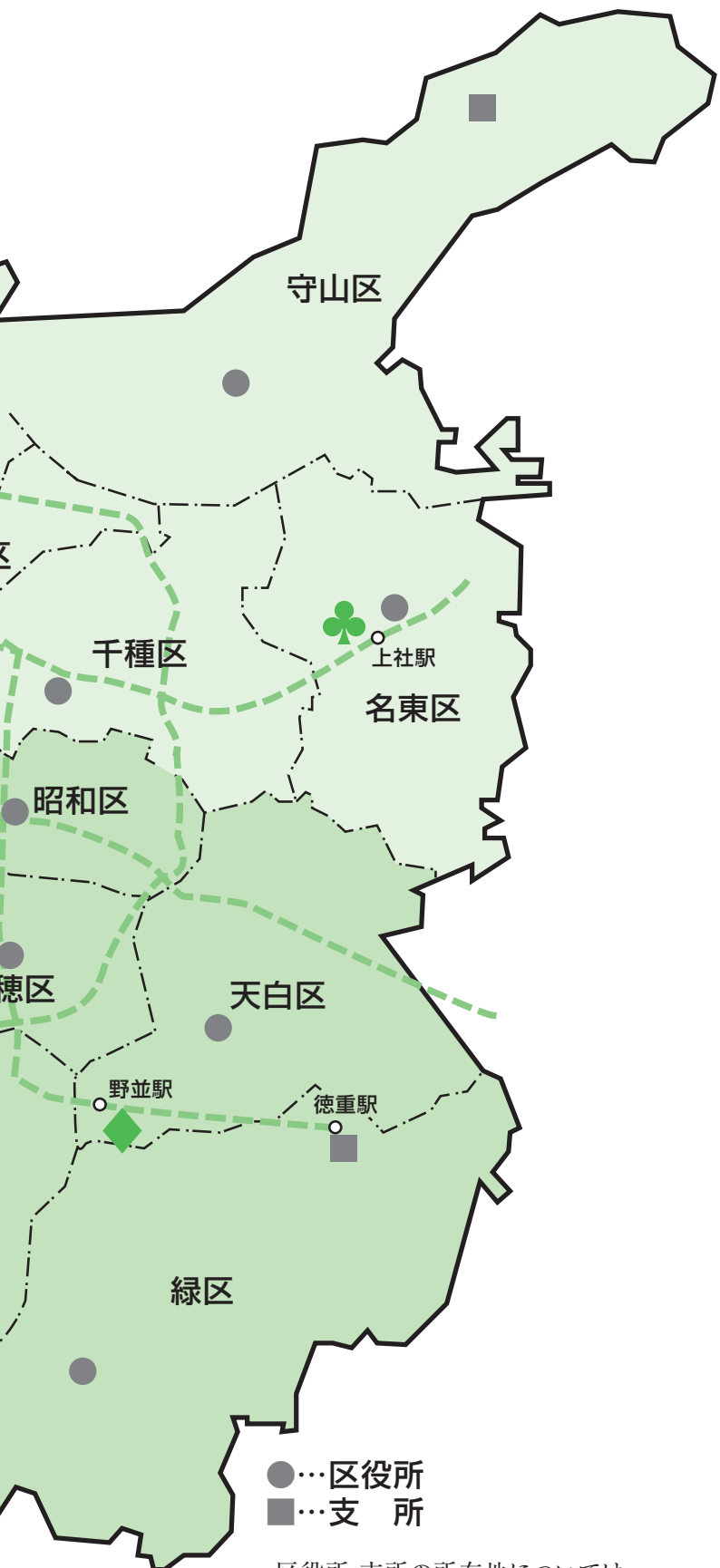
証明・お問い合わせ

# 市税事務所の所在地等

★ **ささしま市税事務所**  
 〒450-8626 中村区名駅南一丁目27番2号  
 (日本生命笹島ビル8階)〈笹島交差点から100メートル〉  
 〈担当区域〉西区・中村区・中川区・港区



★ **ささしま市税事務所東海通出張所**  
 〒455-8626 港区九番町5丁目3番地1  
 〈地下鉄東海通駅4番出口から300メートル〉  
 〈担当区域〉港区



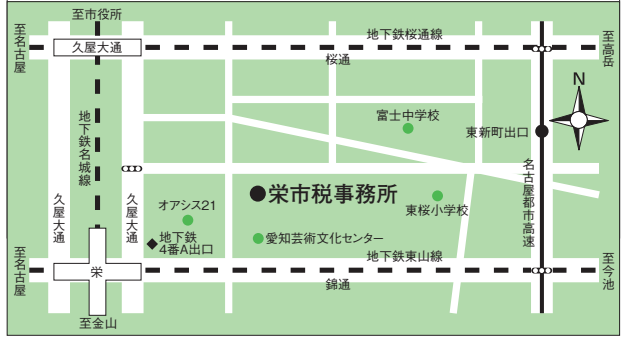
●…区役所  
■…支所

区役所・支所の所在地については、  
名古屋市公式ウェブサイトをご覧ください。  
名古屋市公式ウェブサイト  
<https://www.city.nagoya.jp/>  
暮らしの情報>施設案内>区役所・支所・保健センター



### 栄市税事務所

〒461-8626 東区東桜一丁目13番3号(NHK名古屋放送センタービル8階)  
〈地下鉄栄駅4A番出口から400メートル〉  
〈担当区域〉千種区・東区・北区・中区・守山区・名東区



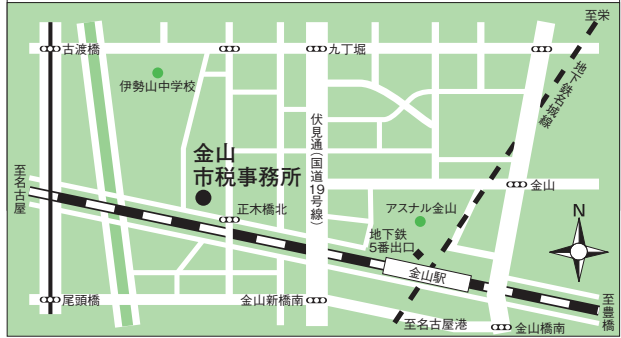
### 栄市税事務所上社出張所

〒465-8626 名東区社台三丁目181番地  
〈地下鉄上社駅1番出口から500メートル〉  
〈担当区域〉千種区・名東区



### 金山市税事務所

〒460-8626 中区正木三丁目5番33号(名鉄正木第一ビル)  
〈地下鉄金山駅5番出口から500メートル〉  
〈担当区域〉昭和区・瑞穂区・熱田区・南区・緑区・天白区



### 金山市税事務所野並出張所

〒468-8626 天白区野並三丁目412番地1(DO!野並ビル2階)  
〈地下鉄野並駅3番出口からすぐ〉  
〈担当区域〉緑区・天白区



証明・お問い合わせ

参 考 国 税 局 ・ 税 務 署 ・ 法 務 局 ・ 県 庁 ・ 県 税 事 務 所 一 覧

● 国 税 局 ・ 税 務 署 ・ 法 務 局 ・ 県 庁 ・ 県 税 事 務 所 一 覧

(令和3年6月1日現在)

名 称	郵便番号	所 在 地	電 話 番 号	管 轄 区 域 (名 古 屋 市 内)
名 古 屋 国 税 局	460-8520	中区三の丸三丁目3番2号 (名古屋国税総合庁舎3~8階)	(951)3511(代)	岐阜県、静岡県、愛知県、 三重県
千 種 税 務 署	464-8555	千種区振甫町三丁目32番地	(721)4181(代)	千種区、名東区
名 古 屋 東 税 務 署	461-8621	東区主税町3丁目18番地 (名古屋第三国税総合庁舎1階)	(931)2511(代)	東区
名 古 屋 北 税 務 署	462-8543	北区清水五丁目6番16号	(911)2471(代)	北区、守山区
名 古 屋 西 税 務 署	451-8503	西区押切二丁目7番21号	(521)8251(代)	西区
名 古 屋 中 村 税 務 署	453-8686	中村区太閤三丁目4番1号	(451)1441(代)	中村区
名 古 屋 中 税 務 署	460-8522	中区三の丸三丁目3番2号 (名古屋国税総合庁舎1・2階)	(962)3131(代)	中区
昭 和 税 務 署	467-8510	瑞穂区瑞穂町字西藤塚1番地の4	(881)8171(代)	昭和区、瑞穂区、天白区
熱 田 税 務 署	456-8711	熱田区花表町7番17号	(881)1541(代)	熱田区、南区、緑区
中 川 税 務 署	454-8511	中川区尾頭橋一丁目7番19号	(321)1511(代)	中川区、港区
名 古 屋 法 務 局	460-8513	中区三の丸二丁目2番1号 名古屋合同庁舎第1号館	(952)8111(代)	下記以外の名古屋市内全域
名 古 屋 法 務 局 熱 田 出 張 所	456-0031	熱田区神宮四丁目8番40号	(671)5221、5222	熱田区、中川区、港区、南区、 瑞穂区、緑区
名 古 屋 法 務 局 名 東 出 張 所	465-0051	名東区社が丘四丁目201番地	(703)2322、2324	守山区、名東区、天白区
愛 知 県 庁	460-8501	中区三の丸三丁目1番2号	(954)6047 (税務課直通)	
名 古 屋 東 部 県 税 事 務 所	460-8483	中区新栄町二丁目9番地 (スカイオアシス栄内)	(953)7711	千種区、東区、中区、名東区 ※1 ※2
名 古 屋 北 部 県 税 事 務 所	451-8555	西区城西一丁目9番2号	(531)6301	北区、西区、守山区 ※1
名 古 屋 西 部 県 税 事 務 所	454-8503	中川区中郷一丁目3番地	(362)3211	中村区、中川区、港区 ※1
名 古 屋 南 部 県 税 事 務 所	456-8558	熱田区森後町8番22号	(682)8920	昭和区、瑞穂区、熱田区、 南区、緑区、天白区 ※1
名 古 屋 南 部 県 税 事 務 所 高 辻 間 税 課	466-8501	昭和区円上町26番15号 (愛知県高辻センター内)	(881)6141	市内全域(ゴルフ場利用税、軽油 引取税および産業廃棄物税)

(税務署におかけいただいた電話は、自動音声によりご案内していますので、ご用件に応じて番号を選択してください。)

※1 ゴルフ場利用税、軽油引取税および産業廃棄物税を除きます。

※2 県民税の利子割、県民税の配当割、県民税の株式等譲渡所得割、地方消費税、県たばこ税、(軽)自動車税環境性能割および狩猟税は市内全域を名古屋東部県税事務所にて取扱います。



# 国税局からのお知らせ

## 国税の電子申告(e-Tax)

e-Taxとは、①所得税、相続税、贈与税、法人税、地方法人税、消費税(地方消費税を含みます。)、復興特別法人税、酒税及び印紙税に係る申告、②全税目の納税(電子納税証明書の手数料納付を含みます。)、③申請・届出等(電子納税証明書の請求及び発行を含みます。)の手続について、インターネット等を利用して電子的に手続が行えるシステムです。

詳しくは、e-Taxホームページをご覧くださいか、e-Tax・作成コーナーヘルプデスクへお問合せください。

e-Taxホームページ <https://www.e-tax.nta.go.jp/>

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク ☎0570-01-5901

※ナビダイヤル(全国一律市内通話料金)

「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」の受付時間は、月曜日から金曜日の午前9時から午後5時までです(休休日及び12月29日から1月3日までを除く。)

なお、ご利用の電話機によっては、ナビダイヤルにつながらない場合があります。その場合は、☎03-5638-5171(通常の電話料金)をご利用ください。

## 社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)

### 税務関係書類への番号記載と本人確認

申告書や申請書等(以下「申請書等」という。)については税務署へ提出する際は、毎回、個人の方は12桁のマイナンバー(個人番号)、法人の方は13桁の法人番号の記載が必要です。

なお、申請書等の控えを作成される場合は、その控えには番号を記載していただく必要はありません。特に、申請書等のコピーを控えとして使用する場合には、番号をマスキングするなどの対応をお願いいたします。

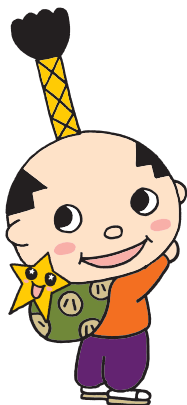
おって、税務署では、なりすまし等を防止するための本人確認(番号確認及び身元確認)をさせていただきますので、書面によりマイナンバー(個人番号)を記載した申請書等を提出される際には、その都度、申請する方の本人確認書類の提示又は写しの添付をお願いいたします。詳しくは、国税庁ホームページ「社会保障・税番号制度〈マイナンバー〉」をご覧ください。

国税庁ホームページ「社会保障・税番号制度〈マイナンバー〉について」

<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/index.htm>



名古屋市公式ウェブサイト  
<https://www.city.nagoya.jp/>



市税の納付は、便利な  
口座振替・自動払込みを  
ご利用ください。

名古屋市公式マスコットキャラクター  
「はち丸」と「かなえっち」

市税のしおり(令和3年度版)

発行／名古屋市

編集／財政局税務部税制課

発行日／令和3年6月

※このしおりは、原則令和3年6月1日現在適用されている法令・条例に基づいて作成しています。  
(法令・条例については今後改正される場合があります。)